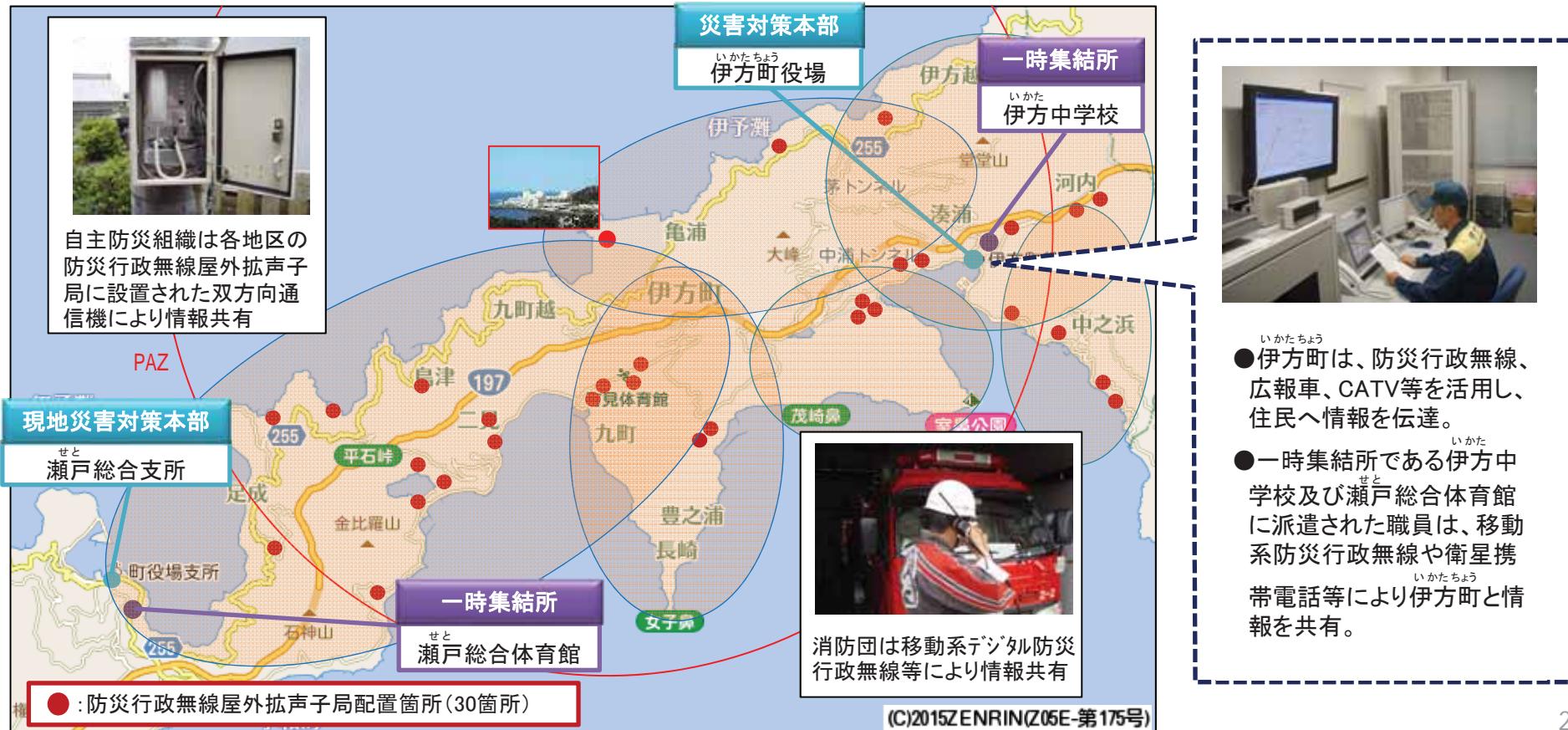


# 愛媛県及び伊方町における初動対応

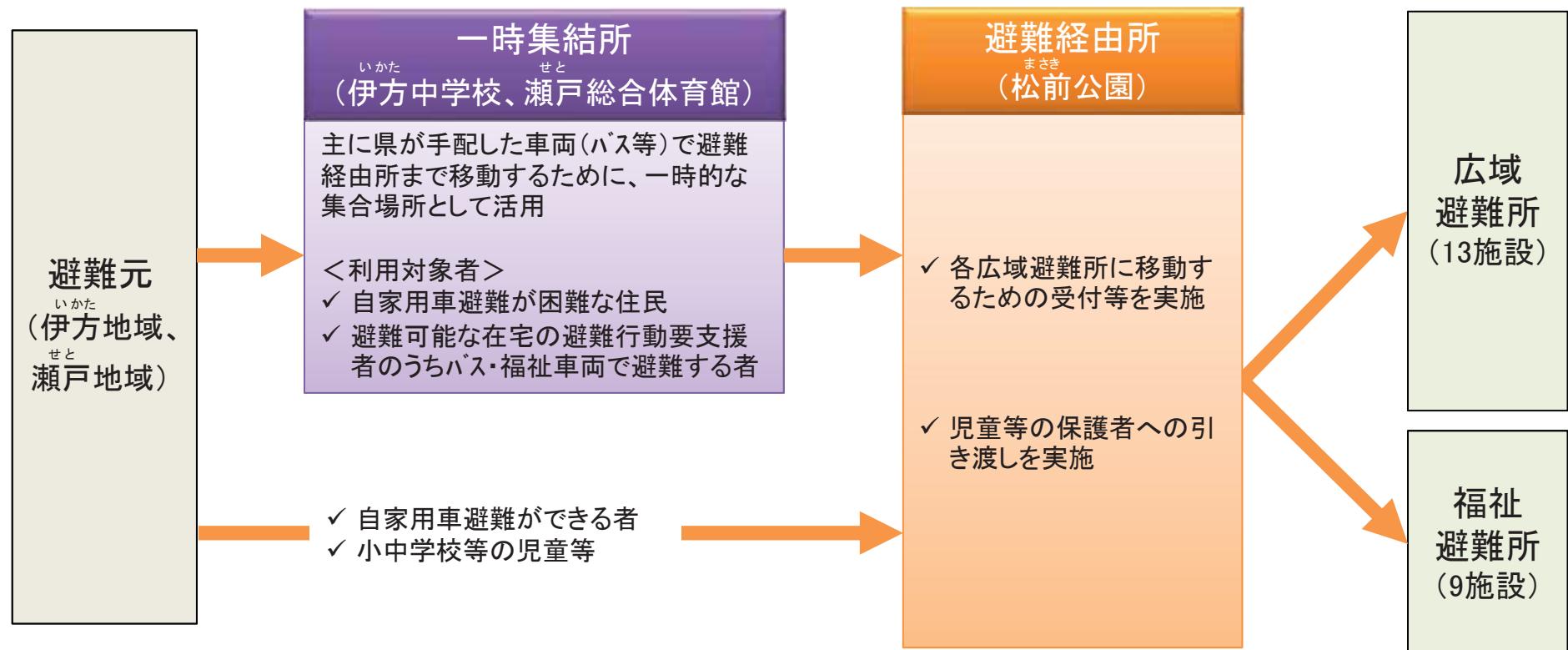
- ▶ 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- ▶ 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に緊急会議を設置し、緊急会議メンバー13名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- ▶ 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14名、瀬戸総合体育館に7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- ▶ 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



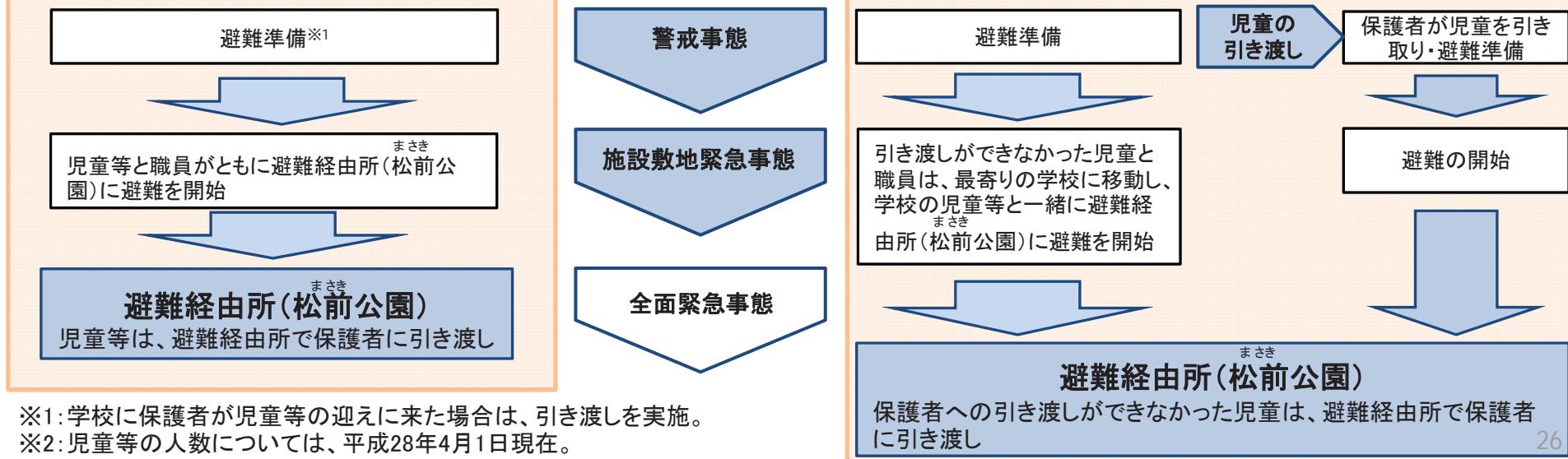
- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約310人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約140人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

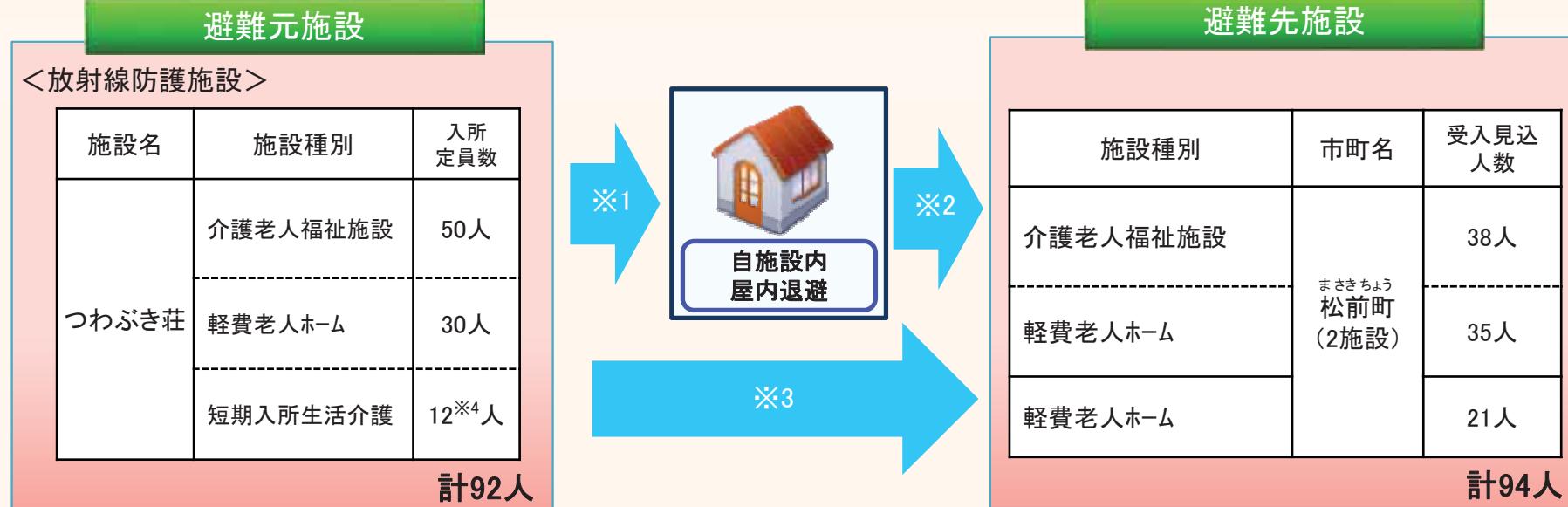
学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	20人	8人	28人
伊方(いかた)小学校	108人	14人	122人
九町(くちょう)小学校	62人	16人	78人
伊方(いかた)中学校	121人	23人	144人
合 計 (4施設)	311人	61人	372人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	17人	5人	22人
伊方(いかた)保育所	92人	19人	111人
九町(くちょう)保育所	22人	8人	30人
加周(かしゅう)保育所	8人	6人	14人
合 計 (4施設)	139人	38人	177人



- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済であり、30km圏外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

## <PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方>



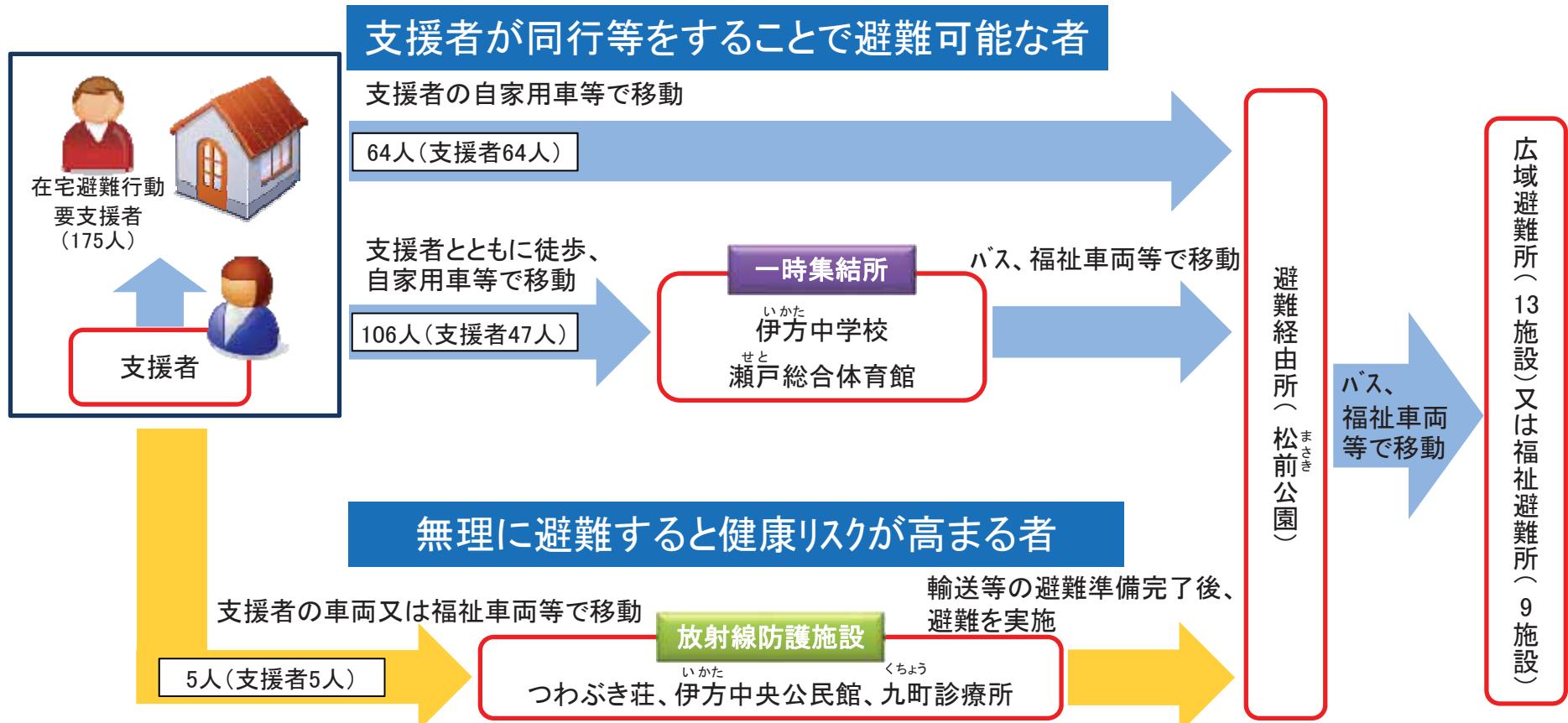
※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避

※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

- 在宅の避難行動要支援者の175人うち、116人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

▶ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約820人について、バス24台、福祉車両25台（ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様15台）。

想定対象 人数	必要車両台数※1,2			備 考
	バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	549人 (児童等450人+職員99人) (8箇所)	9台 (26人乗) 9台 (46人乗)	0台	0台 保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P24】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	106人 (入所者86人+職員20人) (1箇所)	2台 (46人乗) (入所者63人+職員8人)	6台 (入所者10人+職員5人)	8台 (入所者13人+職員7人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】 ○施設車両（ストレッチャー1名、車椅子2名乗り：1台） ○四電車両（ストレッチャー2名、車椅子1名乗り：5台） 【車椅子仕様】 ○施設車両（1名乗り：1台） ○伊方町（いかたちょう）車両（8名乗り：1台）
在宅の避難行動要支援者等の避難	153人 (要支援者106人+支援者47人)	4台 (46人乗) (要支援者79人+支援者25人)	3台 (要支援者5人+支援者5人)	7台 (要支援者22人+支援者17人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】 ○四電車両（ストレッチャー2名、車椅子1名：3台） 【車椅子仕様】 ○伊方町車両（1名、4名、8名乗りを各1台：計3台） ○四電車両（6名乗り：1台）
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	10人 (要支援者5人+支援者5人)	0台	1台 (要支援者5人+支援者5人)	0台 放射線防護施設に輸送【資料P25】 近距離のため福祉車両1台（四電車両：ストレッチャー2名乗り）でピストン輸送（3往復）を想定
合 計	818人	24台	10台	15台

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数（バス、福祉車両）は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬（さだみさき）半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数（26名乗り及び46名乗り）により想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備 考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	24台	10台	15台	
(B) 確保車両台数	計28台以上	計10台	計15台	
確保先	伊方町	—	—	4台 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他5名乗り) ○1台(車椅子4名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、社会福祉施設	5台	1台	2台 【バス等】 ○2台(各29名乗り) ○各1台(15名、10名、7名乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子2名、その他5名乗り) 【車椅子仕様】 ○1台(1名、その他4名乗り)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	23台以上	—	— バス台数の内訳 【バス】 10台(26名乗り)13台(46名乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	9台	9台 【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 9台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- PAZ圏内の放射線防護施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

放射線防護施設(PAZ圏内:3施設)

